

大和ハウス工業株式会社 株主総会議事要旨

日時：2022年6月29日 10時～11時35分

場所：ザ・リッツ・カールトン大阪 2階 ザ・グランド・ボールルーム

1. 議長による報告事項の説明（ナレーションによる説明も含む。）
2. 議長による決議事項の説明
3. 質疑応答

（以下は、上記 3. におけるストラテジックキャピタル永岡の発言及び会社側の回答のみを記載）

① 被政策保有株式について

（永岡）

被政策保有株式についてお伺いします。これは当社が保有する政策保有株式ではなく、当社が他社に保有されている被政策保有株式についての質問です。当社の株式は上場企業 100 社以上に政策保有株式として保有されており、政策保有株式として保有する合理性がある、とされています。つまり、当社の取引先 100 社以上が、当社の株式を持っていれば将来的に取引が増えるかもしれない、または株式を売却したら取引を減らされるかもしれない、そのような期待を持って、当社の株式を保有しています。

昨年 11 月に行われた第 2 四半期決算説明会の場でも私は被政策保有株式について質問を行い、香曾我部副社長から「関係ない」とご回答いただきました。しかし、何故か私との質疑応答は省略された上で、質疑応答要旨は開示されました。情報の取捨選択を行った上で情報開示を行うことの重要性を否定する意図はありませんが、決算説明会の僅か 6 日後に行われた経営説明会の質疑応答においては、当社が「コメントを控える」とだけ回答したような質疑応答まで網羅的に開示されており、この対応は不可解です。

以前もお伝えしましたが、弊社は当社の取引先である文化シヤッターの大株主であり、その株主価値向上のために政策保有株式の流動化を求めています。

（芳井社長）

要点を簡潔に願います。

（永岡）

質問の前提についてご理解いただきたいのでご了承下さい。

小倉社長を含む経営陣とは何度も面談をしていますが、面談の場で、小倉社長に対して「大和ハウス株式は売却しても問題無いと、大和ハウス自身が決算説明会の場で明言していた」と伝えたところ、小倉社長は「建前だ」と不安を漏らし、他の取締役も、「競合もあるので理屈や数字で割り切れない泥臭い関係もある。」と発言し、社外取締役でさえ「大和ハウスなどについては、本当にそうかなと思う。長い歴史の中で取引関係が強化された

結果持ち合いが形成されていた。そう簡単に言いきれるものかなと疑っている」といった発言をしています。

当社も当然 ESG に取り組んでいるはずで、S の観点から、当社との関係悪化を恐れて売却に躊躇する取引先のためにも、当社株式を売却して問題ない旨の開示と、取引先企業への周知、この 2 点について、実行する意思があるのかご回答いただきたい。

(山田常務執行役員)

11 月の 9 月期決算説明会で回答したのは私だ。その時の質問は文化シャッターの名前を挙げられて、文化シャッターに大和ハウスの株式を売却するよう求めているが、文化シャッターが売らないと言っている、大和ハウスが何らかの圧力をかけている事実はないのか、というご指摘をいただいた。私の方から決算説明会の場で、他社の問題でもあるので答えるのが妥当かどうか分からないが、お答えする、とした上で、当社としても政策保有株式の縮減を資本効率性の観点から進めていくし、他社さんが同じように我々の株式を売られようとしたときに取引の関係、圧力等でそれを妨げることはしない、という回答をした。なぜ質疑応答を議事録に開示しなかったか、というと、あくまで決算の説明会での質疑応答のため、決算と関係ないので議事録には載せなかった。但し、質問をいただいて良いことに気付いた。もしかしたら大和ハウスの株式を売却したら取引を縮減するのかもしれない、という懸念を持っている企業があるのではないかとということに気づかされた。大和ハウスは 2015 年にコーポレートガバナンスガイドラインを企業価値向上や株主への説明責任を果たすために出している。この 2 月の改定で、ここに取引先が大和ハウスの株式を売却しても取引の縮減等で妨げることはない、ということ初めて明示した。以上ご回答申し上げた。

(永岡)

2 月にコーポレートガバナンスガイドラインを改訂されたとのことだが、小倉社長が不安を示したのも、社外取締役が大和ハウスに疑いの目を向けたのも全て今年の 4 月以降、コーポレートガバナンスガイドラインを改訂された後の話だ。IR として 2 月にコーポレートガバナンスガイドラインを改訂したからいいだろう、ということだったが、文化シャッターというひとつの大株主に全く伝わっていないし、経営トップにも全く伝わっていないという事実を改めて認識していただきたい。コーポレートガバナンスガイドラインを改訂しても文化シャッターに伝わっていないという状況を踏まえて、改めて大和ハウス株式を売却して問題ないと取引先に周知する考えはあるのか。

(芳井社長)

只今の質問については先ほど山田が説明した通りだ。貴重な意見として承る。

4. 決議

全議案を可決して終了

以上